

SLN No. 50 1993 11.1

三段階分析テストによりながらもSSO的保護の決定を追認した控訴審判例

—Autoskill Inc. v. National Educational Supprot Systems Inc.

1. はじめに	2
2. 事実の概要	2
3. 控訴審の判断	3
4. コメント	6

1. はじめに

米国第10巡回区控訴裁判所は1993年5月19日、ニューメキシコ連邦地裁が1992年4月21日下した教育ソフトの著作権侵害事件についての予備的差止命令（S L N37号参照）に対する控訴について原決定を維持する旨の決定を行った。本決定では地裁が行った二つのソフトの実質的類似性を判断する三段階の分析方法（抽象化、フィルトレーション、比較）を望ましいものとして評価し、予備的差止命令のための実質的類似性の要件は立証されたとした。

実質的類似性判断の分析方法としてアルタイ判決でも採用された三段階分析方法をとることを総論として認めたことはよいとしても、本件の具体的適用の場合では「オートスキルがこれらのアイデアを用い、それを読み取りプログラムの中で学生と教師に伝達する方法（manner）は表現と同然である。このような表現はオリジナルなものであれば、その構成、構造、順序に及ぶ」とした地裁の判断を妥当なものとしており、結論としてはいわゆるSSOまで広く著作権保護を行っている。

2. 事実の概要

事実の概要はS L N37号を参照されたい。便宜のため、事実の流れを簡単に次に記載する。

オートスキル社は学生の読み取り能力を高めるための教育ソフト「オートスキル」を開発した。NESS社はオートスキル社とこの教育ソフトの販売ライセンスを取得するため交渉（この交渉は合意に到らず後に終了した。）を行う一方、別の会社に「オートスキルのように」「オートスキルのリプレイス」と指示して同種の教育ソフトを開発させ販売を開始した。

オートスキル社のプログラムと比べNESS社のプログラムは、フォーマット上マイナーな変更があり、テスト名称、順序は異なるが、下記の点で同一又は同様であった。

記

- ① 読み取り能力に困難がある学生を3つのサブタイプに分ける。
- ② Oタイプは音読上の欠陥、Aタイプは語の統合・連合上の欠陥、Sタイプは語順上の欠陥である。この3タイプはもともとドーリング氏らの書物に記載されている。
- ③ 各タイプに応じて反応スピードを改善することが目標である。
- ④ 学生はまず、どのタイプかを定めるためにテストを受ける。これは、順に、音読、視聴覚マッチング、視覚マッチング及び視覚スキニングであり、視覚スキニングは筆記試験であるが、その他はコンピュータを利用する。
- ⑤ このテストは、子音、母音の異なった組合わせに基づく語形（word form）タイプの13のカテゴリーに従い、1字から4字に及ぶ。単語及び単語でないもの（non words）が使われ、正確性及び反応速度がテストされ記録される。
- ⑥ このテストの結果は長所・短所のプロフィールグラフになり、これを特定の基準に

照らしてサブタイプを決定する。

- ⑦ この決定を受けて、タイプに応じたトレーニングが与えられる。
- ⑧ トレーニングは最も単純なものから最も複雑なものまで階層的に進む。トレーニング・モジュールは視覚スキニングを除きテストと同じ3つのカテゴリーである。各モジュール内のサブ・プログラムは語形タイプの13のカテゴリーに基づく。音読モジュールは、語、句、文、節と進み、グレードレベルが示される。
- ⑨ トレーニング中、学生は試行後直ちに正解、不正解のフィードバックを受ける。コンピュータが反応スピードを記録する。
- ⑩ 次のサブ・プログラムに進むためには、スピードと正確性の一定基準に達していないなければならない。
- ⑪ 各トレーニング・ブロック後、学生に結果のグラフが示される。

3. 控 訴 審 の 判 断

本件事件の主たる争点の一つである実質的類似性について、次のとおり判断した。

どれが正確な分析方法であるかを予備的差止命令の控訴審において決定する必要はないが、一審が（ニマーが推奨し、第2巡回区控訴裁判所がアルタイ事件で採用した）三段階の分析方法（アブストラクション、フィルトレーション、比較）を用いたことに満足している。

3. 1. 抽象化分析に関する判断

アイデア表現二分法の説明を行った後、NESS社の主張に対する判断を行った。

一審の「オートスキルがこれらのアイデアを用いそれを読取りプログラムの中で学生と教師に伝達する方法（manner）は表現と同然である。このような表現はオリジナルなものであれば、その構成、構造、順序に及ぶ。」とした判断に対し、NESS社はまず第一に「抽象化の最高のレベルの類似性（実行される機能）の検討に進んだ」と批判した。

しかし控訴審は「（一審は）アルタイで要約された抽象化分析方法を用いて、コードで始まりプログラムの最終機能で終わるプログラムの設計者が取った措置を、逆の順序で基本的に後戻りしている。」として妥当な結論に達しているし、分析に特別な詳細さが欠如していることだけを理由として一審の決定を破棄すべきではないとした。

第二にNESS社は一審の決定は「誤って教育過程、方法、手段の他者による使用を妨げた。」と主張し、著作権保護は「アイデア、手順、プロセス、システム…」に及ばないという規定を引用した。しかし控訴審は「（一審は）二つの抽象化レベル（①コンピュータ使用による読取り能力の診断、治療、教育を目的とするプログラム②O、A、Sの3つのサブタイプの診断と訓練）を除外し、フィルトレーションのため低いレベルのみを残している。結局一審は抽象化分析で誤りをおかしていない」とした。

3. 2. フィルトレーション分析に関する判断

一審はマージャー原則に基づき母音と子音の組合せのうち13個のカテゴリまたはスキルレベルと「サイレント・センテンス」「サイレント・パラグラフ」を取り除いたが、「特定のサブタイプをテスト、診断、訓練するアイデアがただ一つでしか表現できないといういかなる証拠も認めないという」判断を行った。NESS社はこの判断に対し、マージャー原則に反するとの一般的主張をした。しかし控訴審は、(NESS社がその主張を裏付ける証拠を提出しなかったことを考慮し)一審は適切な結論を出したとした。

またNESS社は「オートスキルプログラムはドーリング博士の研究からとられたありふれた明白な方法であると主張し、一審が定型的情景 (scènes à faire) であるのか、パブリックドメインであるかを認定せずにフィルトレーション分析を行った点で誤りをおかした。またオートスキルはフラッシュカードを用いるのと同じだから著作権保護を受けられない」と主張した。

効果的な訓練プログラムを開発するため、重要な変更を行ったこと(例えばタッチスクリーンのコンピュータを使ったこと、単に1、2、3のキーではなくキーボード上で反応すること、ドーリング博士の研究と同一でない39種のサブスキルのテスト、反応の熟達度と速度記録にコンピュータを使ったこと、自動性理論、反応強化の50種のテスト、グラフの提示とフィードバック、待ち時間よりエラーを重視、読み取り障害のサブタイプを示したプロフィールの診断的評価)等から控訴審はオートスキルがドーリングの研究のテスト方法と同一ではなく、パブリックドメインや標準的で保護されない定型的情景からとられたものであるとのNESS社の主張は論破されたとした。控訴審はフィルトレーションプロセスを生き残った保護可能な要素があるとする一審の結論には実質的根拠があるとした。

3. 3. 比較に関する判断

NESS社は二つのプログラムには多くの類似点があるが、フィルトレーション後は比較すべき保護可能な表現は残っていないと主張したが、控訴審はこの主張を拒否し同意しなかった。一審はオートスキルの保護可能な側面とNESSプログラムには多くの重要な類似点を認めるのに次のような十分な根拠をもったと控訴審は考える。

(1) 3つの基本的なテストに類似性を認めた。

① 口頭読み取りテストでは、両方のプログラムが「スクリーン上に1語またはそれ以上が現れ、学生はそれを口頭で読もうと試み」、「トレーナーに、単語が正確に読まれているかどうかを判断し、速度と正確さをコンピュータに記録することを要求する。」

② 視聴覚マッチング・テストまたは聴覚識別テストでは、両方のプログラムが「3つの単語の選択がスクリーン上に現れ、ターゲット単語または無意味な単語 (nonsense word) の聴覚的刺激が学生に与えられる。学生は聞いた単語を選んでその反応を1、2、または3のキーをたたいて示す。」

③ 視覚マッチテストまたは視覚認識テストでは、両方のプログラムが、「スクリーンには4つの単語または無意味な単語が表示される。ターゲット単語は他の単語と切り離され、学生はターゲット単語と同一の残りの3つの単語のうちの一つを選択することを期待される。」

(2) 両方のプログラムで

- ① 単語と無意味な単語が交互に用いられている。
- ② 速度または反応の待ち時間と正確さのデータを記録し、この情報を同一の方法で用いている。
- ③ 同じ三つのテストのトピックで訓練を受ける。
- ④ 学生は正確さについて、直ちにフィードバックを受ける。
- ⑤ 学生が次のサブプログラムに進む基準が類似している。
- ⑥ スキルの提示が簡単なものから複雑なものへと階層的に進んでいる。
- ⑦ 学生のサブタイプの決定に視覚スキニングテストが他のテストと組み合わせで行われる。
- ⑧ 各セクション内でマトリックが進歩を記録する。
- ⑨ グラフが同じ目的に使われている

一審がNESS社の証人よりオートスキル社の証人を信用して、NESSが示唆した相違点（NESSプログラムにはオートスキルにはない色が使われていること。単語の選択がNESSプログラムでは段階的に現れるのに対して、オートスキルのスクリーンでは同時に現れること）は、オートスキル・プログラムの重要なまたは実質的な部分ではないとしたのは、明かな誤りでもなく、自由裁量の濫用でもない。

控訴裁は、予備的差止命令のための実質的類似性の要件に関する責任をオートスキルが満たしたという一審の結論を維持する。

なお、NESS社はアクセスも争ったが、控訴審は「アクセスを見る合理的機会または複製する機会と定義すること」に同意し、NESS社にはこの機会があったと判断した。

オートスキル社は、複製行為を示すに必要な責任を満たすことにより、本案に関する実質的な勝訴の可能性を示した。

3. 4. その他

また控訴審はその余の予備的差止命令の要件を満たすとして、一審の差止命令を維持した。ところでNESS社は本件は事実についての争いはなく、またトレードシークレットもないので、連邦の知的財産権法下でプログラムの要素がどこまで保護されるのかという純粹の法律問題が対象となっていること、ソースコードへの直接のアクセスはないこと、控訴審が実行される機能や教育理論にまで著作権保護を広げたことを指摘し、1993年8月17日連邦最高裁へ差止命令の破棄を求めて、この控訴審の決定の再審理を申請した。

4. コメント

プログラムのコード自体に関する侵害事件ではなく、プログラムが提示する一定の教育訓練の方法（manner）がアイデアなのか表現なのかが争点となった事案である。三段階分析方法をとりながらSSO保護を結局は認めた本判決を見ると、アイデア及び保護されない表現と保護される表現の境界線を引くとき、三段分析方法はルックアンドフィールや全体的概念に比べ客観的な判断資料を与えてくれる方法にはなるが、結局どこに線を引くかを定める決定的な基準にはなりえないという印象をもつ。選択可能性がある限りは教育訓練の方法などというSSOも保護するという立場をとるのか否かによって結論は異なってくる。しかし選択しうる手順、プロセス、システム等が多様であるからといって、選択された手順、プロセス、システム等がそれ自体著作権で保護されることにならないはずである。本件の比較のステージで類似性があると指摘されるようなテスト、診断、訓練の方法（たとえ詳細なレベルのものであってもとうてい特許権の対象とはなりえないもの）が、著作権で長期間独占されることがいいのかという反論も当然ありえよう。（了）